

勞務第三三五號

昭和九年十一月十五日

事務主任



內務大臣 後藤 文天 殿

社會局長 官殿

各府縣知事 殿

東京市電勞働争議解決後ノ
狀勢ニ關スル件

(第六報)

警視總監 小栗 一 雄

以て労働争議の解決を期すべく、自前年七月より組織即ち労働争議委員会、同様の組織を設け、その調査及び引續き
大務課以下之を以て第一課として

(2) 十月十日労働争議委員会、東京市電労働争議解決後ノ
狀勢ニ關スル件

要旨 (3) 自前年十月十日労働争議委員会、東京市電労働争議解決後ノ
狀勢ニ關スル件

5982